（自衛隊員倫理法の一部改正）

第四条　自衛隊員倫理法（平成十一年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

目次中「懲戒手続等」を「懲戒手続の特例等」に、「第十二条」を「第二十三条」に、「第十三条」を「第二十四条」に、「第十四条」を「第二十五条」に改める。

第二条第三項中「審議官級以上の自衛隊員」を「本省審議官級以上の自衛隊員」に改める。

第五条第二項中「防衛大臣」の下に「又は防衛装備庁長官」を加え、同条第三項に後段として次のように加える。

次項の規定による防衛装備庁長官の求めがあった場合についても、同様とする。

第五条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　防衛装備庁長官は、第二項の訓令を定めるに当たっては、防衛大臣に対し、自衛隊員倫理審査会の意見を聴くことを求めなければならない。

第六条第一項中「防衛大臣」の下に「（防衛装備庁の職員である自衛隊員（自衛隊法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部隊員及び自衛官を除く。以下単に「防衛装備庁の職員である自衛隊員」という。）にあっては、防衛装備庁長官）」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「写しを」を「写し及び前項の規定により送付を受けた贈与等報告書の写しを」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　防衛装備庁長官は、前項の規定により贈与等報告書の提出を受けたときは、当該贈与等報告書の写しを防衛大臣に送付しなければならない。

第七条第一項中「審議官級以上の自衛隊員」を「本省審議官級以上の自衛隊員」に改め、「防衛大臣」の下に「（防衛装備庁の職員である自衛隊員にあっては、防衛装備庁長官）」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「写しを」を「写し及び前項の規定により送付を受けた株取引等報告書の写しを」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　防衛装備庁長官は、前項の規定により株取引等報告書の提出を受けたときは、当該株取引等報告書の写しを防衛大臣に送付しなければならない。

第八条第一項中「審議官級以上の自衛隊員」を「本省審議官級以上の自衛隊員」に改め、「防衛大臣」の下に「（防衛装備庁の職員である自衛隊員にあっては、防衛装備庁長官）」を加え、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に、「（第一項の所得等報告書又は前項の納税申告書の写しをいう。次条第一項において同じ。）の写しを」を「の写し及び前項の規定により送付を受けた所得等報告書等の写しを」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　防衛装備庁長官は、第一項の規定により所得等報告書の提出を受けたとき、又は前項の規定により納税申告書の写しの提出を受けたときは、当該所得等報告書又は納税申告書の写し（以下「所得等報告書等」という。）を防衛大臣に送付しなければならない。

第九条第一項中「防衛大臣」の下に「（防衛装備庁の職員である自衛隊員が提出した各種報告書にあっては、これらを受理した防衛装備庁長官）」を加え、同条第二項中「に対し」を「又は防衛装備庁長官に対し」に改める。

第四章の章名中「懲戒手続等」を「懲戒手続の特例等」に改める。

第十条中「防衛省」を「防衛省本省」に改める。

第十一条第一項第三号中「次条第一項」の下に「、第十六条第二項及び第十九条第二項」を加え、同項第四号中「並びに次条第二項及び第三項」を「、次条第二項及び第三項、第十四条第二項（第十五条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項、第十七条第二項、第十八条第二項、第二十条第一項及び第二項、第二十一条並びに第二十三条」に改める。

第十二条の見出し中「防衛大臣」を「防衛省本省の職員である自衛隊員等に対する防衛大臣」に改め、同条第一項中「自衛隊員」の下に「（防衛装備庁の職員である自衛隊員を除く。）」を加え、同条第三項中「は、自衛隊員」の下に「（防衛装備庁の職員である自衛隊員を除く。）」を、「含む」の下に「。以下同じ」を加える。

第十四条を第二十五条とする。

第十三条第一項中「防衛省に、」を「防衛省本省及び防衛装備庁に、それぞれ」に改め、第五章中同条を第二十四条とする。

第四章中第十二条の次に次の十一条を加える。

（調査の端緒に係る防衛装備庁長官の報告）

第十三条　防衛装備庁長官は、防衛装備庁の職員である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、その旨を防衛大臣に報告しなければならない。

（防衛装備庁の職員である自衛隊員に対する防衛装備庁長官による調査）

第十四条　防衛装備庁長官は、防衛装備庁の職員である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料して当該行為に関して調査を行おうとするときは、防衛大臣にその旨を通知しなければならない。

2　防衛大臣は、防衛装備庁長官に対し、前項の調査の経過について、報告を求め、又は審査会の意見を聴いて、意見を述べることができる。

3　防衛装備庁長官は、第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、防衛大臣に対し、当該調査の結果を報告しなければならない。

（防衛装備庁長官に対する調査の要求等）

第十五条　防衛大臣は、防衛装備庁の職員である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、審査会の意見を聴いて、防衛装備庁長官に対し、当該行為に関する調査を行うよう求めることができる。

2　前条第二項及び第三項の規定は、前項の調査について準用する。

（共同調査）

第十六条　防衛大臣は、第十四条第二項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により報告を受けた場合において必要があると認めるときは、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為に関し、防衛装備庁長官と共同して調査を行うことができる。この場合においては、防衛大臣は、防衛装備庁長官に対し、共同して調査を行う旨を通知しなければならない。

2　防衛大臣は、前項の調査を行う場合には、審査会に対し、防衛装備庁長官と共同して当該調査を行うよう命じなければならない。

（防衛装備庁長官による懲戒処分）

第十七条　防衛装備庁長官は、防衛装備庁の職員である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行おうとするときは、あらかじめ、防衛大臣の承認を得なければならない。

2　防衛大臣は、前項の承認を行うに当たっては、審査会の意見を聴かなければならない。

（防衛装備庁長官による懲戒処分の概要の公表）

第十八条　防衛装備庁長官は、防衛装備庁の職員である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行った場合において、自衛隊員の職務に係る倫理の保持を図るため特に必要があると認めるときは、当該懲戒処分の概要の公表をすることができる。

2　防衛大臣は、防衛装備庁長官が前項の懲戒処分を行った場合において、特に必要があると認めるときは、審査会の意見を聴いて、防衛装備庁長官に対し、当該懲戒処分の概要の公表について意見を述べることができる。

（防衛装備庁の職員である自衛隊員に対する防衛大臣による調査）

第十九条　防衛大臣は、第十三条の規定による報告又はその他の方法により防衛装備庁の職員である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料する場合であって、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関し特に必要があると認めるときは、当該行為に関する調査の開始を決定することができる。この場合においては、防衛大臣は、あらかじめ、防衛装備庁長官の意見を聴かなければならない。